

令和6年度 結婚新生活支援事業



瀬戸内町は結婚にともなう新生活を応援いたします

結婚新生活支援事業

婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越し費用を支援

対象 ※国の交付条件と同じです

- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ・世帯の所得が500万円未満
- ・2024年1月1日～2025年3月31日に新規に婚姻した夫婦

給付金額

夫婦ともに29歳以下 1世帯あたり60万円
夫婦ともに39歳以下 1世帯あたり30万円
を上限に交付

必要な書類

- ・夫婦の住民票の写し
- ・夫婦の記載のある戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）
- ・夫婦の前年の所得証明書
- ・夫婦の町税等納税証明書
- ・新居の家賃、引越し費用等に掛かる領収書
- ・結婚新生活支援事業に関するアンケート（町民生活課窓口）

結婚祝い食事券給付事業

町内の飲食店（利用可能店舗）で利用できる食事券を支給

対象

- ・夫婦共に瀬戸内町在住で
2024年1月1日～2025年3月31日に婚姻した夫婦

給付食事券額

3万円分（1枚当たり千円を30枚）
※有効期限は婚姻日から6か月となります。

必要な書類

- ・結婚祝い食事券給付申請書
- ・夫婦の住民票の写し
- ・結婚新生活支援事業に関するアンケート（町民生活課窓口）

